

IV 通告後の対応 ～関係機関との連携～

児童虐待の通告先には、市町村、県福祉事務所及び児童相談所がありますが、ここでは、市町村での通告後の対応について簡単に説明した後、児童相談所での通告後の対応について詳しく説明します。

1 市町村での通告後の対応

市町村では、子どもに関する様々な問題について、家庭やその他からの相談に応じ、子どもの問題やニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行っています。市町村が児童虐待の通告を受けたときは、必要に応じて、学校の教職員や児童福祉施設の職員、近隣の住民などの協力を得て、子どもとの面会などによって安全の確認を行うことになっています。

また、当初から緊急性がうかがえる場合には、調査の段階から児童相談所と協力して対応します。

初期調査では、学校や保育所等の児童が所属している機関の状況や意見についても調査し、こうして得られた情報に基づいて、緊急性・要保護性の判断を行います。そして、緊急性・要保護性が高い場合には、速やかに児童相談所に送致します。

また、家庭訪問や関係機関からの情報等によっても、子どもの安全確認ができず、重大な結果が起きているか、起こる可能性が否定できない場合にも、速やかに児童相談所へ送致することになっています。

市町村による相談援助活動は、次のように進められます。

- ① 相談・通告の受付
- ② 受理会議
- ③ 調査
- ④ ケース会議
- ⑤ 市町村による援助、児童相談所への送致等
- ⑥ 援助後の評価、援助方針の見直し及び相談援助の集結のための会議

○ 要保護児童対策地域協議会

「要保護児童対策地域協議会」は、保護を要する児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）等に関する情報交換や支援内容の協議を行う、児童及びその保護者の支援を目的にした地域連携の場です。埼玉県では、すべての市町村に設置されています。

構成員は、児童福祉関係者や保健医療関係者、教育関係者、警察・司法関係者、人権擁護関係者、配偶者からの暴力に対応している関係者などが想定されますが、地域の実情に応じて、幅広い者を参加させることが可能です。

身近なところに設置されることで、早期発見、迅速な支援が可能となる、守秘義務の下、構成員間で情報の共有を図ることで、共通の理解の上に、それぞれの役割分担に基づく支援ができる、などの効果が期待できます。

運営上の組織は、構成員の代表者による会議（代表者会議）、実務担当者による会議（実務者会議）、個別の事例について担当者レベルで適時検討する会議（個別ケース検討会議）の三層構造となっていることが多くなっています。

個別事案における具体的な流れは、地域の実情に応じて様々な形態により運営されることとなりますが、一つのモデルを示すと次のとおりです。

- ① 相談・通報の受理
- ② 緊急度判定会議（緊急受理会議）の開催
- ③ 調査
- ④ 個別ケース検討会議の開催
- ⑤ 関係機関等による援助
- ⑥ 定期的な個別ケース検討会議の開催

2 児童相談所での通告後の対応と地域の関係機関との連携

児童相談所では、通告を受けると、調査、診断、判定、子どもの保護など一連の援助活動を行います。

○安全確認・緊急保護

児童虐待の通告を受けた児童相談所では、速やかに、通告者や関係機関からの情報収集、実地調査によって、子どもの安全確認と通告内容の事実確認、緊急保護の要否の判断を行います。

安全確認は、必要に応じて、学校の教職員や児童福祉施設の職員、近隣の住民などの協力を得ながら、子どもとの面会などの方法で行われます。

緊急に保護が必要かどうかの判断は、子どもの心身の状況を直接観察することが極めて有効であるため、埼玉県では、通告を受けてから原則として48時間以内に子どもを目視することで安全確認を行うことにしています。

児童の安全確認に当たっては、必要があれば、立入調査その他の措置を講じます（立入調査に先立ち、保護者等に対し、出頭要求を行うこともあります。）。立入調査が奏功せず、再度の出頭を求めても応じない場合は、裁判所の許可を得て臨検、又は児童の捜索をすることができます。この場合、保護者等が拒否しても解錠その他の処分を行って、強制的に立ち入ることができます。

なお、立入調査や臨検、捜索に当たっては、子どもの安全の確認、安全の確保に万全を期するため、必要に応じて警察署長に援助を要請します。

調査の結果、緊急に保護が必要な場合には、一時保護所に入所させるか、児童養護施設や乳児院、病院などに一時保護を委託することなどができます。

この一時保護の目的は、危機的な状況から子どもの安全確保、子どもの心身の安定、養育者の負担の軽減などです。

一時保護を実施する場合、できるだけ保護者の意向を尊重しながら進めることが大切ですが、保護者の同意が得られないときには、児童相談所長の職務権限で一時保護を行います。一時保護のときにも、必要があれば、警察署長に援助を要請します。

○援助方針の決定

児童相談所では、子どもの安全を確認又は確保した上で、虐待の事実や背景の問題、家族の養育能力などの必要な調査を継続して行います。また、要保護児童対策地域協議会などの場で関係機関との情報交換や連絡調整を行い、親子を分離せずに在宅での指導とするのか、あるいは、親子を分離して児童福祉施設への入所や里親への委託とするのか、子どもにとって最善の利益のための援助方針を決定します。

また、援助方針決定後も、調査や、要保護児童対策地域協議会などの場を活用し、関係機関との情報交換、連絡調整を継続し、援助内容の評価、見直しを行っていきます。

○在宅での指導

虐待の危険度がそれほど高くなく、保護者との面接や指導が可能と判断される場合は、親子を分離せずに在宅のまま児童福祉司などが訪問指導を行ったり、親子で児童相談所に通所させたりするなどの在宅指導を行います。その指導は、親子双方の心の安定と親子関係の修復によって、児童虐待を受けた子どもが良好な家庭的環境で生活できるようになることを目指して行うものです。

こうした児童相談所が行う在宅指導は、もとより、児童相談所の対応だけで自己完結するものではありません。

良好な家庭的環境を築き上げて、再び虐待が起きることのないようにするためには、要保護児童対策地域協議会の参加機関やその他の地域の関係機関が連携して、それぞれの役割分担や援助内容を明確にし、地域全体でその家族を支援していくことが必要です。

また、家庭の状況が悪化し、子どもに危険が生じたときには、速やかに保護ができるような連携も重要です。

児童相談所で受け付けた虐待相談のうち、施設入所などによって、子どもが家庭から分離される割合は1割を下回る程度であり、児童相談所に通告しても大多数の子どもは、引き続き地域での生活を継続しています。

虐待を受けた子どもが生活する時間は、家庭に次いで学校や保育所が長く、子どもの日常生活を把握しやすい立場にあることから、地域の関係機関の一つとして、児童相談所をはじめ他の関係機関と連携しながら、在宅での支援の役割を担っていくことになります。

○施設入所・里親委託

虐待によって保護者のもとで養育させることが適切でないことが明らかになった場合、児童相談所は、子どもをその家庭から引き離して、児童福祉施設への入所や里親への委託を行います。その際、保護者の同意を得ることが基本になりますが、保護者の同意がなくても、児童相談所が家庭裁判所に申し立て、その承認を得て、施設入所や里親委託を行うことができます。

しかし、単に親子を分離すれば、それで問題が解決する訳ではありません。保護者が虐待の事実と真摯に向き合って、再び虐待をすることがなくなり、親子がともに生

活できるようになることが、子どもの福祉にとっては最良の解決策です。

このため、児童相談所では、施設や里親、要保護児童対策地域協議会の参加機関やその他の地域の関係機関と連携しながら、保護者との面接やカウンセリングなどを継続して、家族の再統合への支援を行います。

この場合も、学校をはじめ地域の関係機関が連携して、それぞれの役割分担や援助内容を明確にし、支援を行う必要があります。

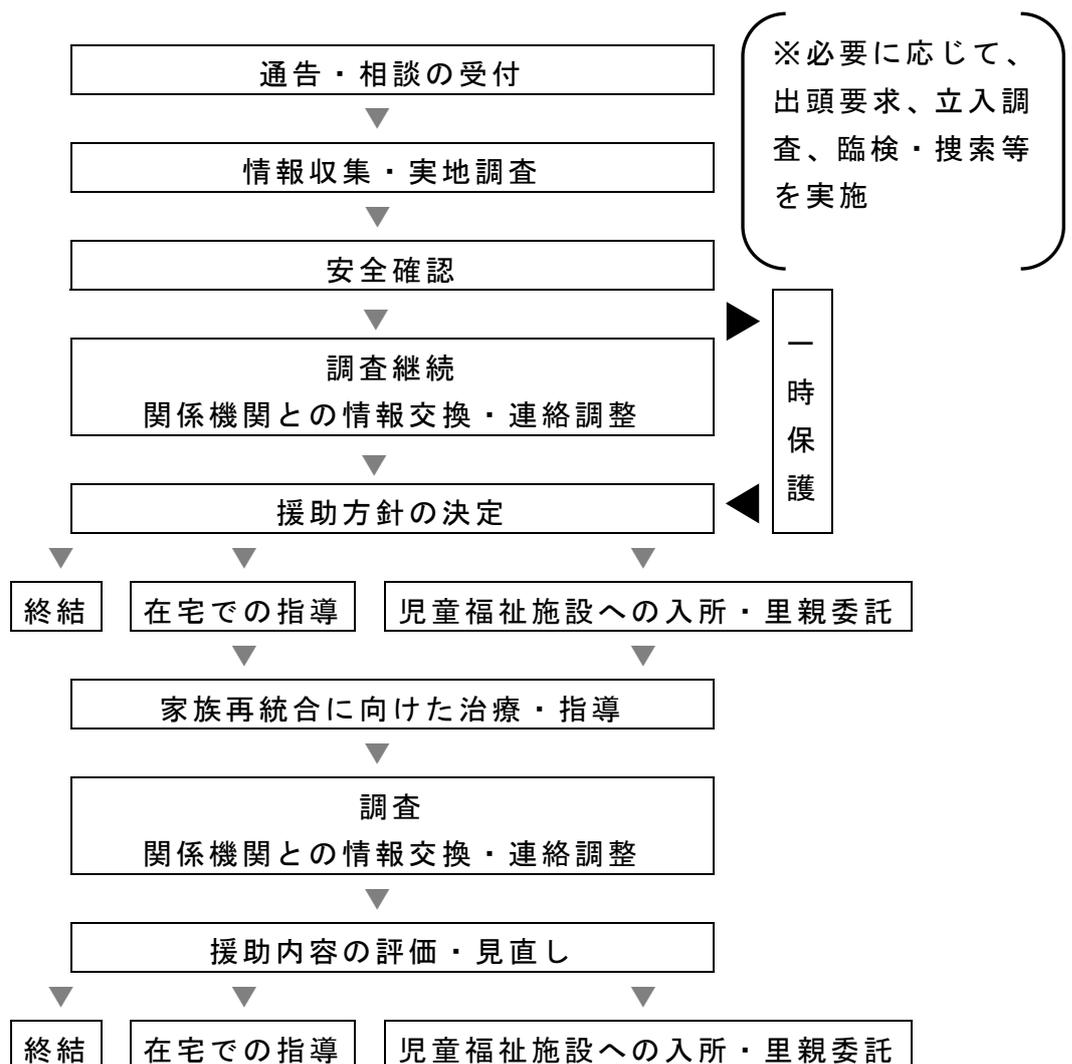
そして、子どもが施設や里親から家庭に戻るときには、その直後の数か月は虐待が再発する可能性が最も高いため、地域の関係機関によるきめ細かな見守り体制が重要になります。

また、家庭に戻れなかった場合であっても、子どもにとって必要なものは良好な家庭的環境であり、その環境整備に配慮することが求められています。

一方、施設入所や里親委託の学齢期の子どものはほとんどは、新たな所在地での学校に通学することになるため、そうした子どもを受け入れる学校側の対応も必要になります。

(参考)

児童相談所への通告後の流れ



3 ネットワーク支援の必要性

児童虐待の問題の解決に当たっては、法的な権限を持った児童相談所が重要な役割を担っていますが、もとより、児童相談所だけですべての問題が解決できるわけではありません。

児童虐待が起きる家庭は複合的な問題を抱えていますので、児童相談所のほか、市町村の児童福祉担当課（福祉事務所）や家庭児童相談室、保健センター、保健所、民生委員・児童委員、主任児童委員、学校、保育所など、地域の様々な関係機関が有機的なネットワークを築き、それぞれの役割を果たしていくことが求められています。

○全体像の把握と多面的な支援

児童虐待が起こる要因は、親や子どもの問題から環境的な問題まで、様々な要因が複雑に絡み合っています。このため、児童虐待を予防し、早期に発見し、早期対応を適切に行っていくためには、一つの機関のみでその役割を担うことはまず不可能と言えます。

その家庭が抱える複合的な問題に対して、一つの関係機関が把握できる情報は部分的で断片的なものであり、支援内容もその機関が担う固有の役割から自ずと限界があります。

したがって、複数の関係機関が連携し、収集した情報を共有することによって、初めてその家庭が抱える問題の全体像がより鮮明になり、より正確に危険度や緊急度を判断することが可能になります。そして、そのことによって、問題解決に向けてそれぞれの機関が果たす役割が明確になり、多面的で効果的な支援が可能となります。

「要保護児童対策地域協議会」は、必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができます。関係機関のはざままで適切な支援が行われなかった事例の防止や、守秘義務が存在すること等から個人情報の提供に躊躇があった医師や地方公務員などの関係者からの積極的な情報提供が図られ、要保護児童の適切な保護に資することが期待されます。

また、地域協議会を構成する関係機関等は、罰則を伴う守秘義務が課せられており、民間団体をはじめ、法律上の守秘義務が課せられていなかった関係機関等の積極的な参加と、積極的な情報交換や連携が期待されます。

（補足）

- ・ 児童虐待防止法に基づく通告は、子どもを守ることが優先されるため、医師や公務員などの「守秘義務」違反にはなりません（児童虐待防止法第6条第3項）。
- ・ 個人の生命、身体の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合など、関係機関への情報提供が適当と考えられる場合があります。

○援助方針の共有と役割分担の明確化による的確な対応

共有した情報に基づいて、関係機関が多面的な視点から協議を行い、問題に対する認識や援助方針について共通理解を図るとともに、お互いの役割分担を明確にすることによって、的確で迅速な対応が可能となります。

この役割分担に当たっては、関係機関との協議の中で、お互いの機能や体制について情報交換を行い、それぞれの機関が担う役割の違いとその限界を十分に理解することが必要です。